

「議会ごっこ」の「連帯」：
『帝国少年議会議事録』における「少年議会」とい
う虚構

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木戸, 雄一 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7007

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



『議会(いっかい)』の「連帯」

——『帝国少年議会議事録』における「少年議会」という虚構——

木 戸 雄 一

一 はじめに

『穎才新誌』がすでにそうであったように、投稿雑誌が読み手⇨書き手にうながしたものは、文章の上達だけではなかった。誌上ではしばしば論争があり、「往復的なものから、数人が入り乱れて論争しあうということも珍しくなかった」。また、論争とその快感は遠隔の地の少年たちの間に多くの「レター・フレンド」を生み出すことになった⁽¹⁾。そのように誌上で生成される投稿者間の関係に着目し、文章の上達よりも、誌上の交際を前景化する投稿雑誌も登場した。例えば『交誼之魁』(一八九二年)は、「文芸倶楽部」という読み手⇨書き手が加入するクラブを標榜し、その規則第一条は「本部ハ同胞諸君ノ交際ヲ親密ニシ互ニ智識ヲ交換スルヲ以テ目的トス」とされていた。

一方、文学研究では投稿雑誌の文芸ジャンルが主に注目され、新体詩や「美文」などの抒情的な文芸による共感が、読み手⇨書き手を包み込む共同性を生成するものととらえられてきた。しかし、同時に文芸テクストの批評もなされ、議論の場を共有することで共同性が生成する局面もあった。投稿雑誌において、対等な場で議論を交わすことと、共感に基づ

く抒情を共有することとは、表裏の関係にある。対等な関係を体感できる場が構築されていることが共感を可能にしているのである。

文章修行のための投稿雑誌は、複数のジャンルとそれに相應する文体によって誌面を分節化することで、読み手書きの共同性を分有し、雑誌全体の共同性へと統合していた。『穎才新誌』のように、それらのジャンルをほぼ一様に並べる雑誌もあれば、『文庫』のように文芸ジャンルに紙幅を費やす雑誌もある。雑誌が力点を置くジャンルの違いや変化によって、その雑誌が生成する共同性もまた異なるものになる。本稿が取り上げるのは、その中でも特に議論に力点を置いた投稿雑誌である。『帝国少年議会議事録』（一九〇〇年一月～一九〇二年六月、以下『議事録』と略す）とその後継誌『青年議云』（一九〇二年七月～終刊時期不明）は、「帝国少年議事会（後に帝国青年議事会）」という、読み手書き手の組織を発行主体とした投稿雑誌である。雑誌の売り物は、毎月討論題を示して賛否の論説文を募り、議会の形式にのっとりて討論し誌上で多数決によって賛否を決めるという「議場」だった。発行したのは瀬木博尚の博報堂である。この雑誌は、論説文の「訓詁」的な添削や論述の訓練よりも、議論の場を「議場」として演出することによって、投稿者の参加をうながしていた。誌面の項目も、「立談所」「電話室」「会食室」「庶務課」といった議会内部の施設になぞらえた見出しで分けられており、投稿者は「議員」として認定された。つまり、『議事録』とその発行主体は「少年議事会」という虚構としての「議会」であり、読み手書き手はそこに積極的に参与して「議員」になりきり、「議云ごっこ」をすることになる。しかも、そのルールは「議員」の発議と審議によって「改正」されることしばしばだった。読み手書き手が「議会」の運営に参与できる仕組みになっていたのである。この雑誌は、投稿雑誌が持つ共同性を、「ごっこ遊び」^{メイク・ペリョック}に興じる快樂とともに打ち上げる仕掛けを持っていた。後には皇太子の「御覧」を得ることで、天皇と国会の関係を皇太子と「少年議事会」に置き換えた「議云ごっこ」が誌上で展開されるようになった。

一方、『議事録』では文芸テキストも「文庫」という見出しで紙幅を与えられていた。しかし、巻を重ねるごとに「文

庫」欄が他の欄を圧倒し始める。第二期（一九〇一年一月～六月）以降は、文芸中心の投稿雑誌へと加速度的に変貌していき、『議事録』としての特徴は失われていく。

また、議論を主軸とした「議会ごっこ」は、ホモソーシャルな連帯意識の構築と大きく関わる。「女子入会問題」は二度持ち上がったが、それは他の議題とは異なる展開を見せ、いずれも審議が成立せずに立ち消えになる。その際に表明された「議員」たちの意見からは、ミソジニーが「議会ごっこ」に自らをより適応させることで生じてくる過程が見えるのみならず、ホモソーシャルな空間から女性が排除される際の言語的条件も浮かび上がる。

「議会ごっこ」は、地方議会になぞらえた地方支部・支会の結成をうながし、一〇〇以上の支部・支会が結成された。その一方で地域を超越するクラブ組織の設立も模索された。地方支部・支会の多くは肉筆の回覧誌や活版雑誌を発行した。このうち、八戸支部の回覧誌『星光』（一号、一九〇〇年十一月推定）と、東信支部の活版雑誌『帝国少年議会東信支部議事録』（二号、一九〇一年八月）の現存が確認できる。しかし、これらの地方支部・支会は本部の下部組織として管理されていたわけではなかった。本部の動きと同調しつつ、一方で地方青年の文章修行や言論の機関として固有の展開を見せていた。本稿は紙幅の都合上地方支部に関してふれることができないが、「帝国少年議会」はあくまで読み手〓書き手の自治を前提としたボトム・アップの組織であった。

以上の観点をふまえて本稿は、文章修行を本来の目的としていた投稿雑誌が、どのように読み手〓書き手の連帯を生成していくのかについて、文芸による「共感」を軸とした連帯とは異なる回路として、議論や談話といった要素に着目しつつ明らかにすることを目的とする。

二 「帝国少年議會」と『帝国少年議會議事録』

博報堂は、一八九七年七月、最初の雑誌として『運動界』を創刊している。これは日本最初のスポーツ誌であり、帝大英文科学生だった山県五十雄が編集主任となり、帝国大学・一高のスポーツ関係者が参画していた。山県をはじめこの『運動界』の編集・執筆者の一部が流れ込む形で『帝国少年議會議事録』は創刊された。『博報堂120年史』（博報堂、二〇一五年）は、『運動界』は、体育を通じた、青少年の健全な成長を願ったもので、続く『帝国少年議會議事録』は青少年の思想・弁論育成に主眼が置かれていた¹⁾としている。『運動界』『帝国少年議會議事録』は、その後も博報堂が出版し続けた教育に関わる出版物へと連なる雑誌だった。

『議事録』一号の冒頭には「帝国少年議會議事録」が掲げられている。

帝国議會は毎年東京に招集せられて、三百の議員諸氏は、ます／＼国利民福を計られつゝあるなり、かゝる任務は、学識経験ある老成人のことにして、少年子弟の容喙すべき範圍にあらず。然らば、今日の少年子弟は、国利民福を念頭におかずして可なるか、否なく、苟も、日本帝国の臣民たる以上は、乳臭尚ほ失せざる童孩も、常にこの四字を忘るべからず、只だ、学識はまだ浅く、経験はまだ足らざるを以て、進んでこれを計るに足らず、故に、専ら、他日の大業を期して、其素養をつとむる所以なり、即ち、今日の少年子弟が、一枚の書を読み、一篇の文を草するも、かの議會の代議士が、国利を説き民福を論ずると、其趣旨にいたりては相異なるなきなり。

吾人は、こゝに帝国少年議會を開き、国利民福を計らんとする少年諸氏と共に、智識を交換し、文事を練習し、品性思想の修養を謀らんとす、夫れ、日本帝国は、四千余万の人民が集合して成せるものなり、故に、其四千万の一人たる少年子弟が、相互に学事をあげむは、即ち日本帝国の一部分が進歩するなり故に、本議會が、智識の交換、文事の

練習、品性思想の修養を目的として、世に現れしは恰も、日本帝国が、国利民福を計らんか為に、貴衆両院の帝国議會を招集せると同じく、本議會の議員たる少年子弟が、これに加入して上記の三目的を遂げんと勉むるは、恰も六百の上下両院議員が火花を散らして論難攻撃せると同じからん。

帝国議會を「老成人」、「帝国少年議會」を「少年子弟」のものとし、「少年子弟」がいずれ帝国議會で「国利民福」をはかるようになるために「素養」を身につける場が「帝国少年議會」であるとする。「国利民福」という国民的利益を究極の目標に掲げ、国会へと連なる前段階として「少年議會」を位置づけている。「素養」を身につけるために、互いに「智識を交換」し、「文事を練習」し、「品性思想の修養」に努めることがこの雑誌の目的である。これは、一号に掲載された「帝国少年議會規則」第三条に「本議會は少年子弟の為に左の件々を計るものとす」として、「(一) 智識の交換」「(二) 詩、歌、文章の修練」「(三) 品性思想の養成」として明記されている。この三つの目的は、当時の投稿雑誌や文章修行のコミュニティが掲げる目的としてはごくありふれている。

だが、創刊を知らせる広告では、この趣旨が要約され、重点がより明確に示されている。「少年議會」という言葉が二号活字で強調され、さらに「闢論題」「人物風景」に同様の強調がほどこされている。このうち「人物風景」は口絵についてであり、博文館の雑誌などにも見られる雑誌のビジュアル化を強調する宣伝である。これは口絵に投稿者から送られた写真を掲載するという形で実行された。一方、「闢論(討論)題」を強調している点は、この投稿雑誌の特色を印象づけるものとなっている。広告には第一回の討論題(「農商孰れか急にすべき」)も示されていた。

この広告にはもう一つの特色が見られる。議長・副議長が選挙で選ばれることが告知され、候補者名簿と投票用紙(「撰挙用紙」)の入手方法が記されていることである。討議の管理という編集の領分を、管理者の選挙という形で読み手書き手に部分的に開放したのである。これはこの雑誌が、他の投稿雑誌からさらに一歩踏み込んだ参加型メディアであることを印象づけることになる。

また、この広告では「撰挙長」として貴族院議員男爵本多副元の名が掲げられた。現役の貴族院議員を選挙管理者に担ぎ出すことで、実際の帝国議会や貴顕との接点を示し、雑誌の権威付けと保証を行っている。さらに、「皇太子立妃紀念」として発行された六号が「東宮御覽」になった。⁽⁵⁾ 天皇と帝国議会の雛形として、東宮と「帝国少年議會」という組み合わせが演出されたのである。賛助員にも多くの現役議員のほか、巖谷連（『少年世界』主筆）、石井研堂（元『少国民』主筆）といった少年雑誌のジャーナリストや、各学校校長・学士たちが名を連ねていた。

『議事録』の構成は、細則第七条に規定されている。要約すると次のようになる。

- (一) 議場……議員の討論文
- (二) 特別室……議長・副議長その他先輩の談話・文章
- (三) 文庫……議員の詩歌・文章・俳句等
- (四) 立談所……議員相互の通信・談話・批評
- (五) 電話室……議員の一口投書
- (六) 会食室……各種娯楽。考物・探し画・滑稽等。その他議員・先輩との自由な批評・談話
- (七) 運動場……戸外の運動遊戯に関する記事・説明
- (八) 庶務課……編集からの通信

このうち、「運動場」は「運動界」と重なることもあってか投書が振るわず、掲載されないことが多かった。「立談所」「電話室」「会食室」は、「議場」とともに「智識の交換」を主とした項目であるが、談話を中心としており、読み手⇄書き手の連帯意識の生成という観点からも重要である。この三つの項目間で重複した内容が掲載されることもあったが、文庫やコミュニケーションの形式に違いがあり、その差異をめぐって議論が生じることもあった。一方、文芸テキストは「文庫」にまとめられており、「智識の交換」を志向した項目と比べると構成上の比重は小さい。『議事録』は、討論に力

点を置く点からも、議論や論説文を主軸とした硬派の投稿雑誌を目指していたと考えられる。

三 討論の場

『議事録』の看板である「議場」は、討論という本来はオーラルなコミュニケーションを、文章として誌上に展開していた。討論に二つの形式があることは、会議法の移入当初から知られていた。「会議中ノ討論ハ法衙ノ討論ト同シカラス會議ノ討論ハ同シ組合中ノ者銘々ノ説ヲ吐クナリ法衙ノ討論ハ互ニ問答スルノ権アリ」⁽⁶⁾。提題に対し各々が賛否を述べる議会型の討論は、互いに是非を争う法廷型の討論と区別されている。しかし、議会型の討論もまた、前の登壇者の意見を受けて持論を展開するという議論の連鎖が必要とされていた。

議事體トハ帝國議會府県会郡市町村ノ議事ニ於ケルカ如ク各論者一室ニ參集シ各論者ノ着席セル前面ニ議長席ヲ構ヘ議長此処ニ着席シテ論者ニ發言ヲ許シ演述セシムルノ法ナリ而シテ斯議事體ニ於テハ論者ノ演述了レハ他ノ論者ハ議長ヲ呼ンデ發言ヲ求メ其許可ヲ得テ演述ヲ始メ或ハ前論者ノ説ヲ賛成シ或ハ駁撃シ以テ自己ノ所論ヲ述ブ其第二ノ論者ノ演述了レハ第三ノ論者之ニ代リ第三ノ論者了レハ第四ノ論者之ニ代リ各論者悉ク演述ヲ為スコトヲ得ルナリ

(姥岳樵夫「独特雄弁 演説討論法」崇山堂、一九〇一年)

誌上討論はすでにさまざまな雑誌で行われ、独立した項目が設けられることもあった。しかし、誌上討論は、オーラルな討論のような即時の応答に難点があった。そのため、議題に対して毎号異なる論者が賛否の時論を寄稿するという、実質的には単独の論説文の掲載と変わらないものや、賛否の論を順不同に一括掲載した論説集の形式にとどまるものが多かった。各討論者が前の論者の見解を受け止めつつ賛否の論を連鎖的に展開し、議場の雰囲気⁽⁷⁾が二転三転した後、多数決によって決議するという討論の動的なありようは、誌上では失われざるを得なかった。

そのような中で、ある程度の工夫を示したのが、博文館の『少年世界』である。その「討論会規定」⁷⁾は、「審判者」が各論者の意見の要領を記載して整理した上で、投稿による多数決の結果を示すという方法をとった。議論の決着をつけることのできた論説文の羅列にとどまらず、議論の勝敗という競技性が確保されている。ただし、「多数の意見が少数のものに比して不定理なる場合」は「審判者」の意見によって可否が決定される。「審判者」は「本誌記者」であり、討論の多数決という競技的要素を残しながらも、編集による教育的介入が前提とされていた。実際、第一回の「審判」では「吾人は前者の論峰に比して後者の勝れるを認む」⁸⁾という「審判者」の内容判断による決定になっている。また、多数決が優先される場合も、討論に掲載された各論には編集者の短評が付いた。文章修行と倫理的な修養という教育上の目的が『少年世界』の場合は前景化された。

『少年世界』主筆の巖谷連は「帝国少年議會」の「副議長」でもあったが、『議事録』の「議場」は、『少年世界』とは大きく異なっていた。まず、議題の提出と「議場」での提題の承認を投稿者に任せ、さらに議題決定の過程を公開したのである。一号に掲載された「帝国少年議會細則」第三条には「議員は十名以上の賛成者を附して議題を提出することを得べし」とあり、一定数の賛同者を集めれば議題を提案できた。これは「議院法」第二十九条「凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ対シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス」にならったものである。また、十名以上の賛同者を得られない「議員」のために、議長裁定で議題を決定することができるという条文があった。しかし二号では、提題するかどうかを決定するために、「議員」の中から議題ごとに審査委員を数名選んで「庶務課」で告知し、後日その審査結果を公開することが定められた。この追加規定は議題決定の透明性を増すと共に、居住地などの関係で容易に賛成者をそろえて議題を提出できない「議員」に対する便宜でもあり、より「議員」の意志を反映するために定められた方法であった。⁹⁾このように、『議事録』は「議場」で討議される題目を読み手書き手が設定できるという参加型のシステムを構築していた。審査委員による審査は、規定の改正や追加、剽窃者の懲罰についても行

われ、「帝国少年議會」に自治的な雰囲気を作り出した。後述するように「立談所」などで「議員」は活発に意見を述べ、
て参同者を集め、議題を提案するようになった。

論説文の位置付けも一般の投稿雑誌とは異なっていた。投稿雑誌が基本的に文章修行のメディアであることをふまえて、「議場」を論説文の添削の場と考える読み手〓書き手もいたが、編集側はここを読み手〓書き手の意見表明の場として明確に意識していた。

議場の論文へ批評を加へよ、との注文が、いくらもありますが、勿論、文章を短くしたり、などいたしますが、論旨へは、決して添削はいたしません、議場は、神聖なる論戦場ですから、本議会の、役員は厳に中立を守つて、決して可否の判断は加へないのです

(五号、一九〇〇年四月一六日、「電話室」欄)

「議場」の論説は不可侵のものとされ、添削は原則として行われなかった。また、論説は当初、賛否の順にまとめて列記され、中立的な意見は没書とされ、最後に多数決での決着が発表された。このように「議場」は討論の対立と決着を強調した形式になっている。「議場」は自治的な討論の場であり、超越的な位置からの批評や介入を受けることなく、多数決のみで決着をつけることによって、討論の試合的な勝敗を読み手〓書き手に意識させることになる。文章修行の要素を極力希薄化することで、討論はいわばスポーツ化するのである。これは、ロジェ・カイヨワが「アゴン」と呼ぶ「人為的に平等のチャンスが与えられており、争う者同士は、勝利者の勝利に明確で疑問の余地のない価値を与えうる理想的条件の下で対抗することになる」「すべて競争という形をとる一群の遊び」に近づく。そして編集の中立と不介入によって「平等のチャンス」を共に受けられることが、「議員」たちの水平的な連帯を支える認識論的な基盤となる。

しかし、競技に接近しているがゆえに、競技としての実質を失っていることも一方であらわになる。「議場」の討論は賛否の論が列挙されているだけで、前論に対する応答はなく、多数決の結果のみが討論の結果として示される。本来のオー

ラルな討論が持つ、前論者への応答やかけ引きといったゲーム的な内実は失われていた。読み手書き手は早くからその不備に気づき、三号には「本会議事問題をして少なくとも三四回は一問題に就いて討論すべき事」という緊急動議が提出された。提出理由は次のようなものであった。

本員が、緊急動議として、茲に是を提出せし意見は、本会議事問題にして、一回のみにて、採決するは、甚だ不快の念に堪はず、何んとねば、今茲に、一問題ありと仮定し、甲は可論者として、堂々の熱論を吐き、乙は否論者として、滔々の辨を振ひ、其其仕事云ふ可らざるの際、之を一回のみにて採決せんか、甲は乙論に不服の処あり、乙は甲論に又不服の処ありて、互に駁論せんとするを得ず、遺憾ながら、恨を吞んで止む、豈不快ならずや。

(三号、一九〇〇年三月一五日、吉沢徳太郎による緊急動議)

この動議は審査委員に付託されたが、「時日と議事の経過を遅延せしむる」という運用上の理由で四対五の僅差で否決された。これは結局、討論が論説文の羅列になってしまふということであり、文章修行の場として投稿文を列記した「文庫」欄とあまり変わらないということでもあった。その上、「議場」の文章については文芸テクストのような修辭に言葉をやさないう、編集や「議員」から再三の注意がなされていた。美的な作文に没入する楽しみを制限された「議場」は、やがて投稿数が減少していくことになる。創刊一年後の一九〇一年一月に「議場」は、懸賞題による文章投稿である「論文」と隔月掲載になった。その理由は次のように述べられている。

本議会の尤も肝要なるものは、議事なり、然るに毎月之を開きては、或は、粗漏に失せんことを恐る現に、議決通知の如きも、従来の実証によれば、其数は極めて少なく、殆んど皆無といふも不可なし、これ畢竟、議員が、十分に論旨を研究するに遑なき例証なり、特に、今般上院の制を設けて、支会支部役員に其決議をなさしむることとなりたれば、一層其の必要あり上院議員に於いて、議場の所論を審査するに、決して僅々の日数になし能ふものにあらず。若し、隔月とすれば、大に熟査の時日あるべく、且つ、隔月となれば議員が、之を研究するにも、一層力を用ひ得べし、

元來、本議会の議事は其問題を多数審議するよりも、綿密町重を主として、完全なる緊要問題議決をなすにあり故に、隔月にこれをなすも、決して、本議会の趣旨に違悖なく、却つて、適合するものなるべきを信す。

〔報告（一）〕二卷一号、一九〇一年一月一〇日

「議場」を隔月に開くことにしたのは、議題について論を錬るための時間的余裕を設けるためとされている。また、すでに前年から多くの地方支部が設立されており、議題も各支部で審議され、その結果が支部長で構成された「上院」に集約されて多数決の票に数えられることになっていた。その手続き上の時間を確保することも理由とされた。しかし、議事に対する賛否の論が集まらないことが、創刊一年目にしてすでに常態化していたということは事実である。一方で、「文庫」欄は盛況であった。「議場」と隔月で懸賞文を募集することも、文芸テクストの投稿の方に読み手書き手が流れていたということを示している。しかし、なお編集は投稿を試合と見なそうとし、懸賞文に「闘文」という項目名を付けたが、実質は投稿文に短評を加えて列記するという「文庫」欄と変わらぬものであった。その後も、「議場」の文を含めて投稿文に賞を付けるなど、てこ入れ策が再三行われたが、与謝野鉄幹や金子薫園などを選者に迎えたこともあり、「文庫」欄の投稿数が他を圧倒する状況が続いた。また、巻頭の位置も名士の寄稿をあおぐ「特別室」に奪われ、第三期（一九〇一年七月〜十二月）以降は徐々に文芸中心の投稿雑誌へとその体裁が変わっていく。加藤武雄・有本芳水・万造寺齊など、その後文壇で名をなす人々が投稿し始めるのもこの頃からであった。

四 演説と談話

『議事録』の「議会ごっこ」に参加する条件の一つとして、「議会」らしい文体の使用があった。これも「議員」らが自然発生的に始めたことであり、この文体生成にも曲折があった。

「議場」に掲載される討論文は当初、普通文でほぼ占められており、第一回の口語文は一つだけだった。具体的な応答者がいない場での討論文は、議題に関する論説文にならざるを得ない。漢文脈の論や説の体裁で書くという、文章修行の慣性がそこには働いていた。しかし、それは議会のオーラルな空間とはほど遠く、「議會ごっこ」になりきれない憾みがあった。「議員」からは「議場」の文体の口語化について提案がなされている。

この完全無欠の議事録に、演説修練場の設がないのは実に瑕瑾の感に堪へない。で新設するには、費用も掛かる事であるから、可成的経済をやつて、議場の幾部を借り受くる事、若くは議場欄は、爾今文章のを全廃して演説的に変更せられん事を希望する。尤も文章を研磨する為めには、文庫欄の設があるから、何ぞ、文章を廃したとて、聊か差問題はなからう。勿論我議會は帝國議會を模倣したものであるから、議場は帝國議會の議場の如く、議員は帝國議會の議員の如くたつたならば、一入興があるだらうと思ふ、諸君如何です御賛否を伺ませう

〔議事録〕九号、一九〇〇年七月一〇日、「立談所」欄の加藤兀峯の文

ここでは「帝國議會」にならつて「文章的」な文体から「演説的」な文体に変更すべきことが提案されている。「演説」を模倣することは、帝國議會の議員になりきることでもあり、「議會ごっこ」を体感するために必要な文体上の変更と考えられている。この提案には「演説的では冗長になる」という反対意見も出たが、「演説」を模倣した口語文は増え、一九〇一年には普通文のほぼ二倍になった。

◎群馬県議員羽鳥千尋君 僕は本題に対して和氣公の功績は遙かに菅公に優れるを信じて茲に一言の意見を吐露せんとする者である（中略）流れ行く我身藻屑となりぬとも君しがらみとなりてとゞめよ去年今夜待清涼秋思詩篇独断腸 恩賜御衣今在茲捧持日夜余香これ菅公の吟詠である沈思黙考して公の心情を探れば誰あつて一掬の涙を呑む者かあ、公はかの慘憺たる境遇にあつて然かもその言は此の如しだ実に公も真の忠臣決して私怨を以て主君を恨むやうな人ではないのだこの忠臣のなせし事蹟の功も亦赫然たるものであることを疑はないとは云へこの功績をかの和氣公の偉大

なる無比の功に競べ決して遜色のないと云ふことの出来る筈はないのだ

〔「議事録」三期七号、一九〇一年二月一〇日、「議場」欄の議題「菅原道真と和氣清磨と孰れか功績多き」についての羽鳥千尋の文〕

森鷗外の小説で知られる羽鳥千尋も第一期からの投稿者だったが、この文章は「演説」的な討論文の特徴を示している。基本的に「である」体が用いられ、時に情念を交えた高揚した文語体に近い文体が混じる。

「議場」が隔月となった一九〇一年一月の第二期からは、議長言葉が口語体でいかにも議事進行をしているかのよう書かれ、「議場」自体が実際の「議会」であるかのような仮想現実的な演出がなされるようになった。それに呼応するように、口語で書かれた討論文が増加した。「議場」の投稿数が「文庫」に圧倒されようとしていた際に、「議場」欄もよりオーラルな臨場感が体感できるように改められたのである。

しかし、集まってくる討論文の中には、必ずしも演説としての体裁を持たない口語文も多かった。特に目立つのは「此度の議題は実に六か敷くて浅学短才の吾輩があれこれ云ふのが却つて諸君に笑を求めるのであるがただ少し所信を陳述いたします⁽¹²⁾」などと述べられる前置きである。このような談話的な語り口から始まる文が多く、討論と談話の区別が部分的に曖昧になっている。これは、「立談所」「電話室」「会食室」がそれぞれ会話や雑談になぞらえた談話的な口語体で書かれていたこととも関係するであろう。これらの欄は、それぞれが一つの場となっており、その場に適合する談話的な口語文体によってコミュニケーションが行われていた。特に「立談所」は、先述の議題の審査委員制が始まってからは、「議員」にとって実質的な議題の提案先になっていた。

「立談所」は議員相互の通信・談話・批評の場であり、公式な言論の場である「議場」よりは、私的な交流も含めた社交場として機能していた。ここでは、同じ「議員」として、対等に話しかける日常会話に近い文体が使われた。

ヲヤ／＼先日島根君の云はれた如く立談所は予想以外に立派な所だなあ……

「モシ／＼福井の山岳外史は御出になりますか」「ハイ向ふの窓の所に居るのはソーデス」「左様ですかありがとう」

「ヤア君は山岳外史ですか吾輩は青森県の奥洲外史、以後は御懇意に願います、先日君の発議された、当立談所へ質問室を建築されてはどうだ、と云ふ君の説に至極賛成だか、然し、建築費の都合もあるのだから、一応庶務課の方に質して見やうではありませんか。」

〔「議事録」三号、一九〇〇年三月一五日、「立談所」欄の奥洲外史の文〕

「議場」が機会の均等によつて平等性が保証されていたのに対して、「立談所」では、対等でくだけた会話をしているかのような文体と、時に身ぶりをうかがわせるような演劇的な叙述によつて、「ごっこ遊び」が成立する。それによつて「君」という人称に象徴される、青少年男子間の対等で水平的な連帯関係が演出された。また、引用にもあるように、ここでは「議場」に上げられるまでもない提案が会話や呼びかけの形で頻繁になされた。その中で、支持を得た提案が議題提出に至ることもあった。それは「議場」と「立談所」が地続きであるということでもあり、「立談所」の半ば私的な交友の文体が、先に指摘した演説の前置きのように「議場」にも時折混じるのである。結局、正式な「議場」よりも「立談所」の方が、談話的な口語体を基盤に歯に衣を着せぬ活発な議論の場として機能していた。

一方「電話室」は、電話の会話を模倣している。

△もし／＼、私は一度東京へ行きたいと思つてゐますが、金の無のと時間のなさに弱つて未だによう行きませむ。がいづれ行く時かありませうから、其時は秋郊さんのお宅を訪ふかも知れませんが、何卒宜しく。(かれその)

△どこか、おたづねをねかひます、裏店の部や住居浪人ですけど、お宿はいたします、汚くてもよければ……(秋郊生)

〔「議事録」八号、一九〇〇年六月一〇日〕

「電話室」は、編集と「議員」の間の意思疎通の役割を担った。「もし／＼」という定型的な導入によつて、無味乾燥な運

営事務に関する質疑応答を、「ごっこ遊び」の様式に仕立てている。ここでは「立談所」の話題に対する編集の意向を問う場合もあり、また、編集からの通信である「庶務課」の内容が「議員」との間で問答されることもある。

「会食室」は娯楽的な内容の投稿をする場である。地方投稿者の割合が多いこともあり、話題は主に各地の伝説や史跡の由来、方言、そして笑話、考物などであった。

黙つて居つては来た甲斐がない、ドレーツつまらぬ話をしやうか。

我が亀山の里から一里計りへだ、つて居る所に、川崎村といふのがある。この村に城山といふのがあるが、そこには昔城が立つていた所である。あたりは木が繁つて物凄い所で、昼でも一人行くのは君が悪い位である。この里の人は何と称へて居るか知らぬが、その中に一の大きな井戸がある。今僕が話さうと思ふのは、この井戸の事である。(中略) 諸君どうも不思議だらう。諸君の所には斯ういふ所はあるか、あるならきかして呉れ玉へ。失敬、

(かれその「あやしの井戸」『議事録』五号、一九〇〇年四月一六日)

文体は話を説き聞かせる説話的な語り口となった。一方、日常的な体験談や日記・紀行などは「文庫」欄に投稿されていた。ここには、地方誌や民俗誌に当たるものは娯楽へ、身辺雑記に当たるものは文章へという投稿の分節化が見られる。

以上見てきたように、「議場」では、論説文としての簡潔さを持った文語的な文章から、冗長ではあるがオーラルな「議公ごっこ」に適合している口語的な演説へと討論の文体が移行していった。しかし、本来のオーラルな討論とは異なり応答という要素が欠落しており、「議員」相互の連帯を実質的に深める機能に欠けていた。一方、「立談所」「電話室」「会食室」は当初から日常会話に擬したコミュニケーションを、「議員」や編集側との間で交わすことができる場だった。「議事録」内部に生成される水平的な連帯は、公式の討論という「議場」を旗印にしながら、実際は半ば私的な談話の場によって維持されていた。

五 「女子入会問題」

「議會ごっこ」は、ある文体や身ぶりと共に演じられることで、そこに参与する読み手¹書き手の同質性を構築していく。そこに生成されるホモソーシヤルな関係性は、他者、特に「女子」の参加が提案されるときに、その原理をあらわにする。

『穎才新誌』以来、投稿雑誌への「女子」の参加は珍しいことではなかった。そのような現状をふまえてか、六号の「立談所」に次のような投稿が掲載された。

諸君、僕は、本議會議員たることを、女子にも許しては如何であらうか、と思ふのだ。議會とはいふもの、智、躰、徳の三育を主としてるのであるから、差支へはなからう、と思ふのである、勿論、規則には、女子を議員たらしめずとは書いてない、書いてはないが、自然かいてあると同じと見へて、一人りも申込みがない、議員になつたとて、何も、議場で論戦しなくても、文庫欄もあれば、会食、立談の場所もある、僕のシスターも、入会して、歌文の添削がしてほしい、といつてるのであるが、まづく控へさしてるのである、議員諸君、これはどういふものであらうか女子が、議員となつて、議事録の各欄へ投稿しても、生意気ではあるまいか、又、諸君も許してくれますか議会でも承知しますか、「少年」の二字は、女子は含まないんですか。諸君に伺ひます。

〔議事録〕 六号、一九〇〇年五月一〇日、きよしの文

この提案には、その後の女子入会問題の論議と絡んで四つのポイントがある。第一は「少年」が「女子」を含むのかということ、第二は「帝国少年議會」は「議會」なのか三育を目指す「教育機関」なのかということ、第三は「女子」を「議員」にできるのかということ、第四は「女子」に「議場」での発言は許されるかということである。

この投稿には八・九号の「立談所」に多くの賛否が寄せられた。四つのポイントのうち、第一の「少年」が「女子」を含むカテゴリーであるということは、どの論者も認めている。意見が分かれるのは第三の「女子」を「男子」同様に「議員」として認めるかという点である。

僕の意見では、少年の二字は、女子も、其中に含有するからして、勿論女子と雖も、議員となる事が出来ると、僕考へるのである、からして、女子にして、議員を希望するものか有るなら、ドシ／＼入会せしめ、男子議員と共に、本会の主旨を貫徹する事に、運動したならば、帝国小年議會も、本懐の至りだろう

（『議事録』九号、一九〇〇年七月一〇日、炭谷芳太郎の文）

賛成派の炭谷芳太郎は、「少年」に「女子」が含まれるので「議員」となることができる。重要なのは「男子議員と共に、本会の主旨を貫徹する事に、運動したならば」という条件である。ここは第二のポイントである「帝国少年議會」の主旨は何かということ関わる。細則第九条には出版法規とからんで「議事及び投書は政治時事に涉ることを許さず」という条文があり、「少年議會」は政治時事を論ずることがあらかじめ禁じられていた。その代わりに「素養」の養成が「少年議會」の目的となっている。政治に関する投稿の禁止は、法令との関係から投稿雑誌全般において共通する制約だった。にもかかわらず、「議會」を名乗り「議會こっこ」を推し進めてきた『議事録』の規定は、名称と内容に大きな齟齬を抱えていた。その矛盾の中で賛成派は、規定内容を尊重するという立場をとった。会の目的が「素養」の養成である以上、「女子」の入会を拒む理由はない。ただ注意すべきはここでは、政治から女性を排除する性差別主義自体への反対は表明されていないということである。「女子」が政治について議論することは全く想定されていない。

一方、反対派の意見は「議會」「議員」という名称へのこだわりに基づいていた。

勿論少年と云ふ二字は、女子を省き居ると云ふ訳ではありますまい、然れども、我々は議會の議員である、其議員の内は女子を加盟せしむるは宜ろしくない事と思ふ。議員の肖像も載せつゝあるに、若し女子を載せたら、丁度博文館

等より出版せる、人情小説に似ます。議会と云ふ二字に對して、加盟を許す事は、断然反對であります。夫れ而已ならずきよし杯と仮名で書いてあるも好みませぬ、男子らしく姓名が書いて貰ひたい者であり升す。

〔議事録〕 九号、島田寿一郎の文)

反對派の島田寿一郎は、「少年」に「女子」が含まれていても、「議員」にはなれないとする。その根拠は「議会」に「女子」はいないという当時の「議会」のありようである。他の反對派も「衆議院などは、婦人には撰挙権がない位ですもの、苟も議会与名のついた以上は、女子を議員とするのは余り香しくありません」という認識だった。これは「議会」という名称と「少年議会」という場を一致させようとする立場である。政治の投稿はできないにも拘わらず、「少年議会」を「議会」と見なそうとするのは、模倣的な「議会」活動に没入する「議会ごっこ」に意義を見出すからである。

政治から女性を排除する性差別主義は、「少年議会」を實際の女子禁制の「議会」と同一視することによってミソジニーの根拠を得る。島田は男子と女子の肖像の混在を博文館の「人情小説」になぞらえる。第二号の「議場」ではすでに「人情小説」は「不健全」ゆえ読むべからずという議決が出ており、『議事録』には男女同席に對するセクシャルな否定的感情があった。「帝国少年議会は、男女混同でゐる、と云はれたらどんな感を起すか、全体僕は女と云ふ奴は大嫌で、彼等の面を見るも戦慄するよ」と、あからさまな女性嫌悪を示すものもあった。興味深いのは島田が「きよし」という仮名の名を女性的な表記として批判している点である。「議員」の姓名表記に男性ジェンダーを付与することを求めている。異性の筆名を使つての投稿が当時の投稿雑誌で常態化していたことを念頭に深読みすれば、島田は「きよし」を女性と疑いあてこすりを書いたのだともとれる。なお、「きよし」はこの指摘の後は一貫して「秋野清」と名乗るが、これも男女いづれにも読める名である。もちろん實際を確かめるすべはないが、いづれにせよ「男子」である徴が「議員」になる資格と考えられている。言い換えれば、「議会ごっこ」というゲームに参加しようとするならば、「女子」であることの徴を捨ててるか、隠さねばならない。

「きよし」の提案は「女子に入会を許す可否」として議題審査となった。しかし、この審査はほとんどの審査委員から黙殺されるという異例の展開となった。しかし、「秋野清」はあきらめず、他県の賛同者を十一名集めて二期三号（一九〇一年三月一〇日）に再度議案を提出した。ここにはこれも異例といえる長文の提案理由が付けられていた。秋野はこれまで「立談所」に投稿された反対意見を「議論の抛りどころが、如何にも浅薄」で、「たゞ一時の感情から出るので、考窮の結果でない」と喝破する。その上で規則第三条を「実」、「帝国少年議會」を「名」として、「名」より「実」をとるべきと規則の遵守を主張し、反対意見に逐一反論を加えた上で、議長に議案の緊急性を訴え、速やかな審査を求めた。

しかし、一方で秋野は「本議會は、厳正なる監督の下に、天真爛漫なる男児の懷抱を集むる機関を具へ、以て世に立つて居るのは、まことに、世上に大呼して耻じない、故に、之を拡く開放して、女子にも其恵に浴せしむることは、一方よりは、今日の急務で、一方よりは、義侠にして弱を扶助教導する我同志青少年の義務であらふと信ずるのである」と述べている。「帝国少年議會」を「天真爛漫」とするホモソーシャルな男性共同体の肯定に基づいて、「女子」にもそのような「天真爛漫」を共有させようとする同化への意志を示していると同時に、それがあくまで「女子」への「扶助教導」であるという教化的な差異化の意識があらわである。この同化の中の差異化が、「議場」という議論の場への女子参加を問題化させる。

この議案が提出された次の号で、他の「議員」から次のような修正案が出された。

女子入会のこととは、提出者の意見まことに可なり、たゞ、其範圍を制限し、及び名稱を異にし、

議場以外に投稿を許すこと。議員といふ名稱を与へずして會員と稱すること

の二条を追加せられんことを望む

〔議事録〕二期四号、一九〇一年四月一〇日、井上達爾ほか三名による修正案）

「議場」での討論と「議員」という名稱を名乗る資格を「女子」には認めないとする修正案である。それは、かつて「き

よし」が「議員になつたとて、何も、議場で論戦しなくても、文庫欄もあれば、会食、立談の場所もある（中略）女子が、議員となつて、議事録の各欄へ投稿しても、生意気ではあるまいか」と問うた部分である。これは先述の第四のポイントである「女子」に「議場」での発言は許されるか、に関わる。討論の場が自治に基づいた「平等のチャンス」の場であったことが、むしろ女性に対する「生意気」という感情を助長する。そこで採用される「演説」の文体も、自由民権運動の時代から先例があつたにせよ、常に「女子」らしからぬものとして揶揄の対象になつた。「議會」が女性を排除していることと相応して、公論の場の文体は男性ジェンダー化されている。これが「立談所」のような談話の場であれば、少なくとも文体は男女の違いを保つことができる。しかし、「議場」は女性が男性へと越境せざるを得ない場なのである。

結局、この議案も審査委員の黙殺によって撤回されることになつた。この沈黙こそがミソジニーであり、「議會ごっこ」が醸成した情念だつたのである。¹⁵⁾

注

- (1) 上笙一郎『穎才新誌』解説―日本近代文化の揺籃として―『穎才新誌 解説・総目次・索引』不二出版、一九九三年
- (2) 『交誼之魁』一号、一八九二年二月
- (3) 「ごっこ遊び」については、ケンダル・ウォルトン（田村均訳）『フィクションとは何か ごっこ遊びと芸術』名古屋大学出版会、二〇一六年。および、ジャン＝マリイ・シェフェール（久保昭博訳）『なぜフィクションか？ ごっこ遊びからバーチャルリアリティまで』慶應義塾大学出版会、二〇一九年、参照。
- (4) 「博報堂が創刊した雑誌・新聞は、大半が教育にかかわる出版物だつた。1897（明治30）年7月創刊の月刊雑誌『運動界』を皮切りに、翌年、教育関係情報誌『帝国新報』を発刊。1900年早々には月刊『帝国少年議会議事録』を創刊する。その後、旬刊紙『教育新聞』（1902年7月）、月刊『学之友』（1905年2月）、月刊『成功之少年』（1905年8月）、月刊『中学生』（1906年1月）、月2回刊『女子学術』（1906年5月）、月刊『新少年』（1908年9月）と、定期刊行物を矢継ぎ

早に送り出した。」(『博報堂120年史』)

(5) この六号は第二臨時増刊号『奉祝』として発行された。また、それを記念してクロス装の特装版が発行されたようである。「第二臨時増刊『奉祝』は、辱くし 東宮殿下に伝猷の幸栄を得ました。就いては、これを記念として保存したい方もあれば、特別製本、クロス仕立、金文字入りにして配布します、尤もさうなれば、代価は、実費として 金二十錢、郵税四錢の送附を願ふものです、併し少数では、逆も出来せんから、御望みの方は、先づ申込んで見てくださるやうにと、理事長の伝言です。本議會は、この度の御慶事について、出版されたもので、右の『奉祝』ほど、完全にして而も利益を旨としないものはない。と世間に誇言しても耻ぢません。」(『議事録』八号、一九〇〇年六月一日)

(6) カツシング原著(大島貞良訳)『西洋會議便法』印書局、一八七四年

(7) 討論會規定

(一) 討論會課題に対する意見は、凡て寄書規定により、封筒に「討論會課題原稿」として投書すべし。

(二) 投書原稿ハ審判者一応審査したる後、各自意見の要領を摘拔し其姓名を掲げ、又甲乙其意見に於て同意義なる場合は、単に甲者の要領を記載して、乙者丙者共に其姓名のみを挙げ、甲と同意見なることを表示すべし。

(三) 審判は概ね多数決を以てすと雖も、多数の意見が少数のものに比して不定理なる場合には、審判者の意見を以て其可否を断定すべし。

(四) 投書原稿中、所謂中立の意見を表せるものはまたこれ前規定により、其意見及其姓名を掲ぐべしと雖も、文章粗笨にして意見の到底審判し得べからざるものは没書とす。

(五) 此審判は本誌記者責任を負ふて従事するものなり。

『少年世界』二卷二号、一八九六年一月一日

(8) 『少年世界』二卷五号、一八九六年三月一日

(9) 「議員諸氏より提出せらる、議題は、定期の賛成者なきも、議長に於いて、討論の価値ありと認めたるときは、議場にのぼすべき規定なれども、更に慎重を守るため、議長委員を指名し、これを審査せしむることせり、委員は簡單なる理由を附して、其如何を通知あらんことを望む」(『議題審査委員』『議事録』一卷二号、一九〇〇年二月)

- (10) ロジェ・カイヨワ(多田道太郎・塚崎幹夫訳)『遊びと人間』講談社、一九九〇年
- (11) 『議事録』一三号、一九〇〇年一〇月一〇日、「立談所」欄の山口芋扇生の文。
- (12) 『議事録』三期七号、一九〇一年二月一〇日、「議場」欄の「菅原道真と和氣清磨と孰れか功績多き」についての安倍修三の文。

(13) 『議事録』九号、一九〇〇年七月一〇日、田村甚三郎の文。

(14) 『議事録』八号、一九〇〇年六月一〇日、呑天の文

(15) ケイト・マンは性差別主義とミソジニーについて次のように整理している。

性差別主義は、それ自体として理解するならば、男性にコード化されたプレステージの高い領域(知的事業、スポーツ、ビジネス、政治など)で女性にたいして男性が優位であること、さらには、そうした男性の優越が自然であり、不可避でさえあることへの信念をとまなう。他方、ミソジニーは、それ自体として理解するならば、家長制秩序を維持する不安、恐れと欲求、そして、攪乱されたさいの回復の覚悟をとまなう。したがって、性差別主義が悦に入る一方でミソジニーは不安に駆られる。性差別主義が学究的である一方でミソジニーは闘争的、はたまた、性差別主義が理論武装する一方でミソジニーは棍棒を振り回す。

(ケイト・マン(小川芳範訳)『ひれふせ、女たち ミソジニーの論理』慶應義塾出版会、二〇一九年)